



JASDAQ

平成 21 年 3 月 11 日

会 社 名 セキテクノトロン株式会社
代表者名 代表取締役社長 関 信
(JASDAQ・コード 7457)
問合せ先
取締役人事・総務部長 大木 知明
電話 03-3820-1711

【当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ】

当社は、平成 21 年 3 月 11 日開催の取締役会において、ゲート株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者が当社を完全子会社化する予定であること、及びその後、当社が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 3 月 11 日現在)

(1) 商 号	ゲート株式会社		
(2) 事 業 内 容	当社の株式を取得し、保有することを主たる事業の内容としております。		
(3) 設 立 年 月 日	平成 21 年 2 月 26 日		
(4) 本 店 所 在 地	東京都渋谷区東三丁目 16 番 3 号		
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 成田 龍信、代表取締役 関 信		
(6) 資 本 金 の 額	10 百万円		
(8) 公開買付者と当社の関係等	資 本 関 係	該当ありません。	
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である関信氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。	
	取 引 関 係	該当ありません。	
	関連当事者への該当状況	該当ありません。	
(7) 大株主及び持株比率	コーンズ ドッドウェル株式会社	50.00%	
	関 信	50.00%	

2. 買付け等をする株券等の種類

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成 17 年 6 月 28 日開催の第 73 回定時株主総会及び平成 17 年 8 月 10 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(本公開買付けに関する意見の内容)

当社は、平成 21 年 3 月 11 日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、賛同の意を表明し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める決議をいたしました。

なお、当社の代表取締役社長である関信氏は公開買付者の株主兼代表取締役でもあり、当該決議には参加していません。また、上記取締役会には関信氏を除く当社取締役及び監査役の全員が参加し、当該決議に参加した当社の取締役全員の一致で決議されております。さらに、当社の監査役は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(本公開買付けの概要)

公開買付者は、平成 21 年 3 月 11 日現在において発行済株式の 50.00%をコーンズ ドッドウェル株式会社（以下「CDL社」といいます。）及び当社の代表取締役社長である関信氏がそれぞれ有する株式会社であり、CDL社の成田龍信氏及び関信氏が代表取締役を務めております。

今般、公開買付者は、当社の発行済株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することにより当社の株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにおいては、公開買付者は当社の発行済株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しており、本公開買付けが成立した場合、応募していただいた当社株式の全てを買付けることとしています。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、公開買付者及び当社の代表取締役である関信氏（所有株式数 547,000 株、当社の発行済新株予約権が全て行使された場合の完全希釈後の発行済株式総数（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）10.72%）及び当社の大株主である関周氏（所有株式数 937,127 株、株式所有割合 18.36%）から、その所有する株式全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の一環として行われる取引であり、公開買付者が、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社の株式を取得して支配権を取得するために行うものです。当社の代表取締役社長である関信氏及びその他経営陣は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたる予定です。

（注）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般的に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が外部パートナーと共同で資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程)

当社は、昭和 23 年 9 月に設立され、エレクトロニクス専門商社の先駆けとして常に時代の求める最先端技術、商品を紹介し、付加価値の高い総合的なサポート・サービスを提供することでお客様の高い評価と信頼をいただいております。特に電子部品・計測器、分析機器、製造装置等の提供を通じて、基礎研究・新技術開発から製造現場、通信インフラ等での応用に至るまでの実に幅広い分野でお客様の発展の為に貢献してまいりました。

当社は「グローバルな展開」及び「新分野への挑戦」を基本事業戦略として、お客様に密着した営業体制の構築、市場の変化に迅速に対応するためのマーケティングの強化をはかり、常にお客様のニーズに沿った商品開拓を行い、事業拡大と収益基盤の強化を進めてまいりました。更にこれまでに培ってきた付加価値の高い総合的技術サポート・サービスをさらに高度化させ、当社ならではの商社機能とメーカー機能の融合による新しい価値の創造を推進してまいりました。

また当社は、平成4年にダイヤモンド成膜装置事業を開始して以降、ダイヤモンド成膜装置のリーディングカンパニーとして、国内外を問わず、研究機関を始めとする多くのお客様に同装置を提供すると共に、ダイヤモンド関連の展示会、学会にも積極的に参加し、この分野の研究開発と事業の促進に貢献できるよう努めております。

他方で、昨年秋の米国サブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安の表面化、先進国を中心としたグローバルレベルでの景気後退を背景とした個人消費の鈍化、設備投資の抑制に加えて、急速な円高の進行により当社に関わりの深いエレクトロニクス業界を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっております。かかる厳しい経営環境の中、当社としても上述の当社の特性を活かし持続的成長と収益力の向上を実現すべく、①事業基盤の確立と販売力の強化、②得意分野である電子部品・計測器、科学機器分野への更なる傾注、③ダイヤモンド成膜装置、レーザーラマン分光システムを中心とした自社製品の総合力強化、④連結経営の強化、⑤内部統制システムの整備と充実といった経営課題に重点的に取り組んでまいりました。

しかしながら、そのような取り組みを平成18年頃より行い、内部統制の強化による事業リスク把握の早期化等一定の成果は出ているものの、当社主要市場であるエレクトロニクス業界においては最終製品の需要低迷を受けた市場環境の急激な悪化により、半導体製造関連の設備投資の凍結や延期等が出てきております。また、このような状況は現在の世界経済情勢の悪化、エレクトロニクス業界を取り巻く厳しい環境を勘案すると一時的なものではなく、当面の間続くものと想定されます。かかる中、当社を取り巻く経営環境に鑑み今後の当社にとっての受注減少や競争の激化に伴う売上減少が続くことが想定され、当社として、一部製品に対する需要減退への対応措置はもとより、コスト競争力の強化・サービス内容の充実等の対応を従前以上のスピードで推し進める必要性に迫られております。かかる経営環境において当社として成長・発展を持続させ更なる企業価値向上を実現するためには、一貫した中長期的ビジョン及び経営計画に基づく積極的な経営改革が早急に必要と考えております。具体的には、技術に立脚したサポート・サービスを強みとしてお客様から持続的に評価される高付加価値・高収益企業を目指すという中長期的ビジョン、ならびにかかるビジョンを具現化するための不採算分野の積極的見直し、得意分野である電子部品・計測器、科学機器分野への更なる経営資源の集中・自社製品の強化拡大という事業計画に基づき、当社事業・商品群・グループネットワークの再構築を中心とする経営改革を図ることが必要と考えております。かかる当社事業・商品群・ネットワークの再構築を含む経営改革の実行過程においては、収益性を重視した事業の選択に伴う売上高の減少や、不採算部門の見直しに伴う設備廃棄費用等の一時的な費用の発生が見込まれ、これらに伴う短期的な業績変動が当社の株価にネガティブな影響を与え、結果として多数の一般株主の皆様に一時的な経済的不利益を与える可能性を否定できません。

当社は平成7年に日本証券業協会の店頭登録銘柄として株式を登録し、平成16年には、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、人材採用の際の知名度向上、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、これまで様々なメリットを享受してきたものと考えております。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると、エクイティ・ファイナンスを行う必要性は当面考えにくく、また、当社は長年事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に相当程度備わっており、今後、株式の上場を維持することにより享受するメリットは少ないものと考えております。また、近年、資本市場に対する各種規制の急激な強化に伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増すことが予想されます。

なお、平成21年3月3日にジャスダック証券取引所より公表されているとおり、当社は本年2月の株式の上場時価総額が3億円未満となったことを受け、上場廃止猶予期間に入っておりますが、本公開買付けが成立した場合には、後述の（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））及び（上場廃止となる見込み及びその理由）に記載のとおり、公開買付者が当社を完全子会社化し、かつ当社が上場廃止となることを予定しております。

以上の観点から、事業の再構築を含む経営改革に伴い発生するリスクを当社の一般株主の皆様を負っていただくことを回避するとともに、上述のとおり中長期ビジョン及び経営計画に基づいて当社の企業価値の更

なる向上を速やかに実現するためには、柔軟かつ迅速な経営戦略の実現が可能となる当社の非公開化を行うことが望ましいと判断しました。かかる非公開化及び当社事業の再構築・経営改革及びその後の中長期的なビジョン及び経営計画に基づく施策を推進するにあたり、かかる当社のビジョン及び経営計画に理解を示し、当社の企業価値向上を支援するパートナーとしてCDL社を選定し、CDL社による資金面を含めた支援のもと、本取引を行うことといたしました。

CDL社は、電子部品・機器、産業関連機器の輸入・製造・販売及び技術開発・支援を行う技術系専門商社であります。CDL社は、永年の事業経験と知識、グループを通じてのグローバルネットワークを駆使し、商品の輸入、技術導入、技術改良、技術サービスなどを通じて、「時代の変化に技術力で即応する、国際性豊かな技術専門商社」として国内外の産業に広く貢献する中、その主軸事業である電子部品事業において、光通信用基幹部品である特殊フィルター、ポンプレーザー、特殊CCDセンサ、特殊電子管、船舶用レーダ用マグネトロンといった電子部品、半導体等を取り扱うほかに、システム機器事業部においては通信関連機器、検査・計測装置、航空機搭載機器、セキュリティ関連機材等を取り扱っております。

当社は、CDL社と昨年11月頃から、双方の企業価値向上を目指すべく、両社の間での提携・協業の可能性について協議を重ねて参りましたが、上述のようなCDL社の事業は、当社が現在営みかつ今後注力を考えております事業分野と、調達先・技術・対象顧客・マーケティングノウハウ等において極めて親和性が高く、本取引を通じて双方の協働及びそこから得られるシナジーを実現することにより、当社の中長期的な企業価値を最大化できるとの判断に到りました。

当社とCDL社との協働を通じたシナジーの分野及びより具体的な内容とその効果に関しましては、本公開買付け終了後に、CDL社と協議を進める予定ですが、大きくは以下のものが挙げられます。

- ① 電子部品・計測機器・科学機器分野を中心とした事業ノウハウの融合を通じた、お客様ニーズへの対応力強化、製品企画・開発力の強化
- ② 当社の国内外ネットワークとりわけ米国拠点とCDL社グループのグローバルネットワークとの有機的活用を通じた新商品発掘・マーケティング力の強化
- ③ 当社が将来性に着目しているダイヤモンド成膜装置事業への経営資源の継続的投入
- ④ 内部統制の強化・情報システム投資といった分野での協働を通じた経営体制の強化・経営資源の効率的活用

特に上記の①と②に関しましては、当社の強みである電子部品・計測器、科学機器分野における国内外有力メーカーとの安定的取引関係、当社が永年に亘り培ってきた技術力に基づくサポート・サービス体制を中心とする事業ノウハウ及び幅広い顧客基盤と、CDL社が有する電子部品、半導体、通信、検査・計測、航空宇宙・防衛といった分野での有力メーカーとの安定的取引関係、技術力を含む事業ノウハウ及び幅広い顧客ネットワークを融合することにより、双方の事業基盤と収益力強化を図ることができると考えております。とりわけ当社にとっての事業基盤強化・収益力強化の主要因としては、双方のグローバルネットワークを活用することによる当社取引先優良メーカーとの関係強化及び優良製品の調達基盤強化・安定化、双方の技術ノウハウ・ネットワークを共有することによるサービス内容の充実・サポート体制の強化、当社取り扱い製品の競争力強化・製品ポートフォリオの充実を通じた顧客との関係強化・潜在的なビジネス機会の取り込みが挙げられます。

なお、本公開買付け後の当社の経営体制については、原則として現状を維持し、現任の取締役は引き続きその任にあたる予定ですが、本公開買付け後に開催される株主総会での承認を前提に、CDL社から2～3名の取締役の派遣を受け入れる予定であります。公開買付者の株主構成につきましても、パートナーとなるCDL社との提携関係を深めて当社の企業価値の最大化を指向する一方で、当社の企業価値の源泉である取引先及び従業員との良好な関係を維持し、円滑な事業継続を図る観点及び当社とCDL社による対等な協働の精神を反映し、CDL社及び関信氏の持株比率を50.00%ずつとするとともに、CDL社の代表取締役である成田龍信氏及び関信氏の2名を公開買付者の代表取締役としております。CDL社は、本公開買付け

が成立した場合、本公開買付けに係る買付け資金として公開買付者が発行を予定している無議決権優先株式（822,000 千円）の引受を行い、公開買付者に追加出資を行う予定です。かかる無議決権優先株式には、普通株式を対価とし、平成 21 年 9 月 30 日以降に権利行使が可能となる取得請求権（普通株式への転換請求権）が付されております。

公開買付者の今後の株主構成及び役員については、本公開買付けが終了し、当社株式の上場が廃止された後、当社と CDL 社との具体的協働内容及び事業面を含む両社の融和の進捗度合を見極めつつ、資本構成を含む両社の関係強化を図る観点から適宜見直される予定です。具体的には、CDL 社が取得する無議決権優先株式には、上記のとおり普通株式を対価とする取得請求権（普通株式への転換請求権）が付されていますが、CDL 社は、本公開買付けが終了し、当社株式の上場が廃止された後、当社との提携・協議の進捗状況等を踏まえて、かかる取得請求権の行使を検討する予定であり、これにより、CDL 社が有する公開買付者の議決権比率が増加することがあります。また将来的な株主構成の見直しの可能性を踏まえて、CDL 社と関信氏とは、関信氏が保有する公開買付者の株式を CDL 社が将来的に取得する可能性等に関して一定の合意を行っております。

当社は、公開買付者から本公開買付けに関する提案を受け、下記の各措置を講じつつ、公開買付者との真摯な協議を経て、上記のような当社を取り巻く状況や本取引により得られる効果、本公開買付けにおける買付価格の妥当性等を慎重に検証いたしました。その結果、当社を公開買付者の完全子会社とすることにより当社株式を非公開化させる本取引を実行することが、当社の企業価値を向上させるために最善の策であり、また本公開買付けは当社株主の皆様に対し合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明し、株主の皆様には本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置）

公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を確保するために、主に以下のような事項を考慮いたしました。

（１）独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である新光証券株式会社（以下「新光証券」といいます。）に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式価値の評価を依頼し、平成 21 年 3 月 5 日に「株式価値評価書」の提出を受けました。

新光証券は、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

市場株価法では、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、平成 21 年 2 月 27 日を算定基準日として、当社による「平成 21 年 3 月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成 21 年 2 月 12 日～平成 21 年 2 月 27 日）、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1 株あたりの株式価値の範囲を 49 円～71 円までと算定しています。DCF 法では、当社の事業計画等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1 株あたりの株式価値の範囲を 137 円～160 円までと算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値評価書」を参考資料とし、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、当社株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、当社と協議・交渉した結果を踏まえ、本公開買付価格を 1 株あたり 155 円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、当社株式のジャスダック証券取引所における平成 21 年 3 月 10 日の終値 50 円に対して約 210.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 3 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 51 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 203.92%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 3 月 10 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 55 円（小数点

以下を四捨五入) に対して約181.82% (小数点以下第三位を四捨五入) のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれます。しかし、平成21年3月11日現在において、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 (以下「行使価格」といいます。) は1株あたり376円であり、本公開買付けの普通株式1株あたりの買付価格155円を221円上回っていること、及び当該新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行行使することができないおそれがあることから、公開買付者は、本公開買付けの対象となる当社の新株予約権の買付価格は1個あたり1円と決定いたしました。

一方、当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者機関である株式会社三菱東京UFJ銀行 (以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。) より、当社の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として当社の株式価値に関する「株式価値算定書」を平成21年3月10日に取得しております。

三菱東京UFJ銀行は当該算定書において、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法、DCF法による分析を行いました。各手法における当社1株あたりの算定結果は以下のとおりに示されております。

- ① 市場株価平均法では、当社株価の算定基準日を平成21年3月6日として、当社による「平成21年3月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで (平成21年2月12日～平成21年3月6日)、1ヶ月及び3ヶ月の各期間の出来高加重平均値 (VWAP) を基に、1株あたりの株式価値の範囲を50円～54円までと算定しています。
- ② DCF法では、当社の事業計画、当社を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株あたりの株式価値の範囲を142円～168円までと算定しています。

当社取締役会は、平成21年3月11日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び公開買付者の財務状況、CDL社と当社の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

また、当社取締役会は、①本公開買付けの対象となる新株予約権の1株あたりの行使価格は376円であり、本公開買付価格155円を大きく上回っていること、②当社の新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行行使することができないおそれがあることから、新株予約権1個あたりの買付価格である1円は妥当であると考えています。

(2) 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。当社の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが当社の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行って参りました。

(3) 取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された当社の取締役会においては、当社の代表取締役社長である関信氏は公開買付者の株主兼代表取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて当社株主の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参

加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年3月11日開催の当社取締役会には、関信氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議をいたしました。さらに、当社の監査役は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

（４）買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様へ本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が当社株式への買付け等をする機会を確保し、よって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社は、当社が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、3,403,000株（株式所有割合：66.69%）以上の当社株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社の株主の皆様に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社株式の全部（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう必要な手続き（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付者は、①当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の当社株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時または臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを当社に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の当社株式が交付されることとなります。当社の株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、当社の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される当社株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者が当社の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、当社に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、当社株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の当社株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、

（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる

旨が定められております。なお、これらの（i）又は（ii）の方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手続に関する当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者による当社株式の所有割合及び公開買付者以外の当社株主の当社株式の所有状況等によっては、公開買付者は、当社に対し、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の当社株式を交付するという上記方法に代えて、当社と協議の上、会社法の手続に従い、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合を含みますが、これに限られません。）又は同等の効果を有する他の方法により当社を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

（上場廃止となる見込み及びその理由）

本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限は設定されておりません。このため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項について））に記載の手続きに従い、公開買付者が当社株式の全部（自己株式を除きます。）を所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には当社の株券は上場廃止となります。なお、上場廃止後は当社株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 公開買付者による当社株式の公開買付け等の概要

公開買付者が本日公表した別紙「セキテクノロン株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

※ 別紙： 「セキテクノロン株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 21 年 3 月 11 日

各 位

ゲート株式会社
代表取締役 関 信

セキテクノトロン株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 3 月 11 日、セキテクノトロン株式会社（コード番号：7457 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（１）本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在において、コーンズ ドッドウェル株式会社（以下「CDL 社」といいます。）及び対象者の代表取締役社長である関信氏がそれぞれ議決権の 50.00% を有し、CDL 社の代表取締役社長である成田龍信氏及び対象者の代表取締役社長である関信氏がそれぞれ代表取締役を務める株式会社であり、買収目的会社であります。

公開買付者は、対象者の発行済株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、自己株式を除いた全株式（買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。）及び発行済の新株予約権の全部を取得することにより、対象者を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある関信氏（所有株式数：547,000株、対象者の発行済新株予約権が全て行使された場合の完全希釈化後の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：10.72%）及び対象者の相談役であり、かつ対象者の主要株主であり筆頭株主である関周氏（所有株式数：937,127株、株式所有割合：18.36%）（以下関信氏及び関周氏を総称して「関氏ら」といいます。）からその所有する全ての対象者株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ており、それぞれ平成21年3月11日付で、その旨の「応募確認書」を取得しております。

なお、対象者の代表取締役社長である関信氏は、公開買付者の議決権の 50.00% を保有し公開買付者の代表取締役を務めており、関信氏及び対象者のその他の経営陣は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたる予定です。本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の一環として行われる取引ではありますが、関信氏が公開買付者に出資を行っているのは、主

として、本公開買付け後において、対象者とＣＤＬ社との間の事業提携・協業の深耕を円滑に行うためであり、ＣＤＬ社及び関信氏は、本公開買付けが終了し対象者株式の上場が廃止された後、事業提携・協業の進捗状況を踏まえ、公開買付者に対する議決権比率を見直すことを想定しています。

（注） マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）とは、一般的に、買収対象企業の経営陣が、外部パートナーと共同で資金を出資し、事業の継続を前提として対象企業の株式を購入することをいいます。

（２）本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

対象者は昭和23年9月に設立され、エレクトロニクス専門商社の先駆けとして常に時代の求める最先端技術、商品を紹介し、付加価値の高い総合的なサポート・サービスを提供することでお客様の高い評価と信頼をいただけてまいりました。特に電子部品・計測器、分析機器、製造装置等の提供を通じて、基礎研究・新技術開発から製造現場、通信インフラ等での応用に至るまでの実に幅広い分野でお客様の発展の為に貢献してまいりました。

これまで対象者は「グローバルな展開」及び「新分野への挑戦」を基本事業戦略として、お客様に密着した営業体制の構築、市場の変化に迅速に対応するためのマーケティングの強化をはかり、常にお客様のニーズに沿った商品開拓を行い、事業拡大と収益基盤の強化を進めてまいりました。更に、これまでに培ってきた付加価値の高い総合的技術サポート・サービスをさらに高度化させ、対象者ならではの商社機能とメーカー機能の融合による新しい価値の創造を推進してまいりました。

また、対象者は平成4年にダイヤモンド成膜装置の取扱を開始して以降、ダイヤモンド成膜装置のリーディングカンパニーとして、国内外を問わず、研究機関を始めとする多くのお客様に同装置を提供すると共に、ダイヤモンド関連の展示会、学会にも積極的に参加し、この分野の研究開発と事業の促進に貢献できるよう努めております。

他方で、昨年秋の米国サブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安の表面化、先進国を中心としたグローバルレベルでの景気後退を背景とした個人消費の鈍化、設備投資の抑制に加えて、急速な円高の進行により対象者を取り巻くエレクトロニクス業界の環境は極めて厳しいものとなっております。かかる厳しい経営環境の中、上述の対象者の特性を活かし持続的成長と収益力の向上を実現すべく、事業基盤の確立と販売力の強化、得意分野である電子部品・計測器、科学機器分野への更なる傾注、ダイヤモンド成膜装置、レーザーラマン分光システムを中心とした自社製品の総合力強化、連結経営の強化、内部統制システムの整備と充実といった経営課題に重点的に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後対象者として、エレクトロニクス業界における市場環境の急激な変化の中、対象者の一部製品に対する需要減退への対応措置はもとより、コスト競争力の強化・対応スピードの強化・サービス内容の充実等の対応を従前以上のスピードで推し進める必要性に迫られております。かかる経営環境において対象者として成長・発展を持続させ更なる企業価値向上を実現するためには、一貫した中長期的ビジョン及び経営計画に基づく積極的な経営改革が喫緊に必要と考えております。具体的には、技術に立脚したサポート・サービスを強みとしてお客様から持続的に評価される高付加価値・高収益企業を目指すという中長期的ビジョン、並びにかかるビジョンを具現化するための不採算分野の積極的見直し、得意分野である電子部品・計測器、科学機器分野への更なる経営資源の集中・自社製品の強化拡大という事業計画に基づき、対象者事業・商品群・グループネットワークの再構築を中心とする経営改革を図ることが必要と考えております。他方で、かかる対象者事業・商品群・ネットワークの再構築を含む経営改革の実行過程においては、先行投資や事業の再構築・経営改革等に係る一時的費用が発生し、これらに伴う短期的な業績変動が対象者の株価にネガティブな影響を与え、

結果として多数の一般株主の皆様に一時的な経済的不利益を与える可能性を否定できません。

対象者は平成 7 年に日本証券業協会の店頭登録銘柄として株式を登録し、平成 16 年には、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、人材採用の際の知名度向上、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、これまで様々なメリットを享受してきたものと考えております。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、エクイティ・ファイナンスを行う必要性は当面考えにくく、また、対象者は長年事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に相当程度備わっており、今後、株式の上場を維持することにより享受するメリットは少ないものと考えております。また、近年、資本市場に対する各種規制の急激な強化に伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増すことが予想されます。

このような状況下、対象者株式は、平成 21 年 3 月に同年 2 月の株式の上場時価総額が 3 億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成 21 年 5 月 31 日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 3 号に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック取引所が必要と認める事項を記載した書面）を提出しなかった場合には、平成 21 年 3 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの期間において、毎月の月間平均時価総額及び月末上場時価総額が 3 億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。なお、本公開買付けが成立した場合には、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

以上の観点から、事業の再構築を含む経営改革に伴い発生するリスクを対象者の一般株主の皆様にご負担いただくことを回避するとともに、上述のとおり中長期ビジョン及び経営計画に基づいて対象者の企業価値の更なる向上を速やかに実現するためには、強力な戦略パートナーの支援・協力のもと、対象者を非公開化することが最も望ましいと判断いたしました。

この度、かかる対象者のビジョン及び経営計画に理解を示し、対象者の企業価値向上を支援するパートナーとして、C D L 社を選定し、C D L 社による資金面を含めた支援のもと、本取引を行うことといたしました。C D L 社が対象者のパートナーとなるとの位置付けから、C D L 社は対象者の代表取締役社長である関信氏とともに公開買付者に出資を行っており、その議決権比率は 50.00%となっております。なお、C D L 社は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る買付け資金として公開買付者が発行を予定している無議決権優先株式（払込金額の総額 822,000 千円（上限））の引受を行い、公開買付者に追加出資を行う予定です。かかる無議決権優先株式には、普通株式を対価とし、平成 21 年 9 月 30 日以降に権利行使が可能となる取得請求権（普通株式への転換請求権）が付されております。

C D L 社は、電子部品・機器、産業関連機器の輸入・製造・販売及び技術開発・支援を行う技術系専門商社であります。C D L 社は、永年の事業経験と知識、グループを通じてのグローバルネットワークを駆使し、商品の輸入、技術導入、技術改良、技術サービスなどを通じて、「時代の変化に技術

力で即応する、国際性豊かな技術専門商社」として国内外の産業に広く貢献する中、その主軸事業である電子部品事業において、光通信用基幹部品である特殊フィルター、ポンプレーザ、特殊CCDセンサ、特殊電子管、船舶用レーダ用マグネトロンといった電子部品、半導体等を取り扱うほかに、システム機器事業部においては通信関連機器、検査・計測装置、航空機搭載機器、セキュリティ関連機材等を取り扱っております。

対象者とCDL社は、平成20年11月頃から、両社の事業提携・協業の可能性について協議を開始し、上述のようなCDL社の事業と対象者が現在営みかつ今後注力を考えております事業分野とは、技術・対象顧客・マーケティングノウハウ等において極めて親和性が高く、双方の協働を通じた事業シナジーにより、本取引を通じて両社のシナジー効果と中長期的な企業価値を最大化できるとの判断に至りました。具体的には対象者の強みである電子部品・計測器、分析機器、製造装置分野における事業ノウハウ・顧客基盤と、CDL社が有する電子部品、半導体、通信、検査・計測、航空宇宙・防衛といった分野での事業ノウハウ、双方のグローバルネットワーク、経営基盤を融合することにより、対象者の飛躍的な成長ひいては企業価値の向上を実現することができると判断いたしました。

両社の協働を通じたシナジー分野としては現時点においては大きく以下のものが想定されますが、その具体的内容につきましては、本公開買付け終了後に、対象者とCDL社との間で協議を進める予定です。

電子部品・計測機器・科学機器分野を中心とした事業ノウハウの融合を通じた、お客様ニーズへの対応力強化、製品企画・開発力の強化

対象者の国内外ネットワークとりわけ米国拠点とCDL社グループのグローバルネットワークとの有機的活用を通じた新商品発掘・マーケティング力の強化

対象者が将来性に注目しているダイヤモンド成膜装置事業への経営資源の継続的投入

内部統制の強化・情報システム投資といった分野での協働を通じた経営体制の強化・経営資源の効率的活用

また、本公開買付け後の対象者の経営体制については、原則として現状を維持し、現任の取締役は引き続きその任にあたる予定ですが、本公開買付け後に開催される対象者の株主総会での承認を前提に、CDL社から2～3名の取締役の派遣を受け入れる予定であります。公開買付者の株主構成につきましても、パートナーとなるCDL社との提携関係を深めて対象者の事業価値を最大化することを指向する一方で、対象者の企業価値の源泉である取引先及び従業員との良好な関係を維持し、円滑な事業継続を図る観点から、関信氏及びCDL社の議決権比率をそれぞれ50.00%とするともに、関信氏及びCDL社の代表取締役社長である成田龍信氏の2名を公開買付者の代表取締役としております。公開買付者の株主構成及び役員については、本公開買付けが終了し対象者株式の上場が廃止された後、対象者とCDL社との事業提携・協業の進捗状況等を踏まえて、適宜見直される予定です。また、CDL社が取得する公開買付者の無議決権優先株式には、上記のとおり普通株式を対価とする取得請求権（普通株式への転換請求権）が付されていますが、CDL社は、本公開買付けが終了し対象者株式の上場が廃止された後、対象者との事業提携・協業の進捗状況等を踏まえて、かかる取得請求権の行使を検討する予定であり、これにより、CDL社が有する公開買付者の議決権比率が増加することがあります。

対象者は、公開買付者から本公開買付けに関する提案を受け、下記の各措置を講じつつ、公開買付

者との真摯な協議を経て、上記のような対象者を取り巻く状況や本取引により得られる効果、本公開買付けにおける買付価格の妥当性等を慎重に検証いたしました。その結果、対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより対象者株式を非公開化させ、CDL社との提携関係を深める本取引を実行することが、対象者の企業価値を向上させるために最善の策であり、また本公開買付けは対象者の株主の皆様に対し合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明し、株主の皆様の本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主に以下のような事項を考慮いたしました。

独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である新光証券株式会社（以下「新光証券」といいます。）に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼し、平成21年3月5日に「株式価値評価書」の提出を受けました。

新光証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引状況を勘案の上、平成21年2月27日を算定基準日として、対象者による「平成21年3月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成21年2月12日～平成21年2月27日）1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を49円～71円までと算定しています。

DCF法では、対象者の事業計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を137円～160円までと算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値評価書」を参考資料とし、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、平成21年3月11日に本公開買付価格を1株当たり155円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における平成21年3月10日の終値50円に対して約210.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値51円（小数点以下を四捨五入）に対して約203.92%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値55円（小数点以下を四捨五入）に対して約181.82%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれます。しかし、平成21年3月11日現在において、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（以下「行使価格」といいます。）は1株当たり376円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格155円を221円上回っていること、及び当該新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行行使することができないおそれがあることから、本公開買付けの対象となる対象者の新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定いたしました。

一方、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関である株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」を取得しております。

三菱東京UFJ銀行は当該算定書において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法及びDCF法による分析を行いました。各手法における対象者1株当たりの算定結果は以下のとおりに示されております。

市場株価平均法では、対象者株価の算定基準日を平成21年3月6日として、対象者による「平成21年3月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成21年2月12日～平成21年3月6日）、1ヶ月及び3ヶ月の各期間の出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を50円～54円までと算定しています。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を142円～168円までと算定しています。

対象者取締役会は、平成21年3月11日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について対象者及び公開買付者の財務状況、CDL社と対象者の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

また、対象者取締役会は、本公開買付けの対象となる新株予約権の1株当たりの行使価格は376円であり、本公開買付価格155円を大きく上回っていること、対象者の新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行行使することができないおそれがあることから、新株予約権1個当たりの買付価格である1円は妥当であると考えています。

独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象

者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の代表取締役社長である関信氏は公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて対象者株主の利益を代表すべき対象者の代表取締役社長が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることにより、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成 21 年 3 月 11 日開催の対象者取締役会には、関信氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議をいたしました。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様が本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が対象者株式への買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、3,403,000株（株式所有割合：66.69%）以上の対象者株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者株式の全部（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう必要な手続き（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付者は、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び上記 ないし を付議議案に含む定時又は臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

上記 ないし の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、() 上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、() 上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの() 又は() の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手續等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手續に関する対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者による対象者株式の所有割合及び公開買付者以外を対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、公開買付者は、対象者に対し、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議の上、会社法の手續に従い、公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。)又は同等の効果を有する他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手續又は本完全子会社化手續に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付者が対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

また、前記「(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の株式は、平成21年5月31日までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上にならないときは本公開買付けの結果に係わず上場廃止となる可能性があります。

2.買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	セキテクノトロン株式会社	
事 業 内 容	半導体製造装置、電子部品・計測器、理化学機器の仕入・販売及び取扱商品に関する技術サービスの提供	
設 立 年 月 日	昭和 23 年 9 月 27 日	
本 店 所 在 地	東京都江東区木場五丁目 6 番 30 号	
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 関 信	
資 本 金	913,400 千円（平成 20 年 9 月 30 日現在）	
大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 20 年 9 月 30 日現在)	関 周	17.84%
	関 信	10.47%
	松山 史朗	3.85%
	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2.77%
	関 慶	2.35%
	インターニックス株式会社	2.19%
	セキテクノトロン従業員持株会	2.04%
	第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1.38%
	ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.38%
	エイチエスピーシーバンクピーエルシークライアンツ ノントラックストリート (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.31%
	資 本 関 係	該当事項ありません。
公開買付者と対象者の関係 等 (平成 21 年 3 月 11 日現在)	人 的 関 係	対象者の代表取締役社長である関信氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項ありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項ありません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 3 月 12 日（木曜日）から平成 21 年 4 月 23 日（木曜日）まで（30 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 155 円

新株予約権 1 個につき金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

1) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である新光証券が平成21年3月5日に提出した「株式価値評価書」を参考に検討いたしました。

新光証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びDCF法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

- ・市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引状況を勘案の上、平成21年2月27日を算定基準日として、対象者による「平成21年3月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成21年2月12日～平成21年2月27日）、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を49円～71円までと算定しています。
- ・DCF法では、対象者の事業計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を137円～160円までと算定しています。

公開買付者は、上記株式価値評価書の各手法の算定結果を参考に、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、かつ、本公開買付けに応募する旨の同意を得ている関係者ら並びに対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、平成21年3月11日に本公開買付価格を1株当たり155円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における平成21年3月10日の終値50円に対して約210.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値51円（小数点以下を四捨五入）に対して約203.92%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値55円（小数点以下を四捨五入）に対して約181.82%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

2) 新株予約権

平成21年3月11日現在において、新株予約権の行使価格は1株当たり376円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格155円を221円上回っていること、及び当該新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行行使することができないおそれがあることから、本公開買付けの対象となる対象者の新株予約権の買付価格は1円と決定いたしました。

算定の経緯

1) 第三者算定機関からの株式価値評価書の取得について

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として新光証券を選定し、平成21年3月5日付で、「株式価値評価書」を受領しています。

2) 株式価値評価書の概要について

新光証券は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、DCF法、による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価法：49円から71円

DCF法：137円から160円

3) 本公開買付価格の決定について

公開買付者は、平成20年11月頃より本取引について検討を進め、対象者及び関氏らと協議・交渉を開始いたしました。

公開買付者は、対象者へのデューディリジェンスや対象者の将来価値を検討の結果、シナジー効果を反映し将来の事業収益を基礎とするDCF法による株式価値評価をより重視し、対象者及び関氏らとの協議を経て、最終的に平成21年3月11日に、本公開買付価格をDCF法の上限值に近い1株当たり155円とすることを、公開買付者の全取締役により決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、ジャスダック証券取引所における平成21年3月10日の終値50円に対して約210.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値51円（小数点以下を四捨五入）に対して約203.92%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値55円（小数点以下を四捨五入）に対して約181.82%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となり、対象者による本公開買付けへの賛同の可否という観点からも合理的と考えています。

4) 買付価格の公正性を担保するための措置について

対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関である三菱東京UFJ銀行より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」を取得しております。

三菱東京UFJ銀行は当該算定書において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法及びDCF法による分析を行いました。各手法における対象者1株当たりの算定結果は以下のとおり示されております。

市場株価平均法では、対象者株価の算定基準日を平成21年3月6日として、対象者による「平成21年3月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成21年2月12日～平成21年3月6日）、1ヶ月及び3ヶ月の各期間の出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を50円～54円までと算定しています。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を142円～168円までと算定しています。

対象者取締役会は、平成21年3月11日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について対象者及び公開買付者の財務状況、CDL社と対象者の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

また、対象者取締役会は、本公開買付けの対象となる新株予約権の1株当たりの行使価格は376円であり、本公開買付価格155円を大きく上回っていること、対象者の新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行使することができないおそれがあることから、新株予約権1個当たりの買付価格である1円は妥当であると考えています。

対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の代表取締役社長である関信氏は公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて対象者株主の利益を代表すべき対象者の代表取締役社長が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引

に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年3月11日開催の対象者取締役会には、関信氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議をいたしました。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,403,000 (株)	3,403,000 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,403,000株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております
- (注4) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大数は、5,103,103株です。これは、対象者が平成21年2月13日に提出した第77期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(5,184,000株)から平成20年9月30日現在の自己株式数(200,897株)を控除した株式数に上記第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の新株予約権(120個)の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成21年1月1日以降本日まで新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(120,000株。新株予約権の発行要項に基づき、平成20年12月31日時点で権利行使されていない新株予約権120個を1個当たり1,000株として換算しております。)を加算した株式数です。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	547 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.72%)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	3,403 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.69%)
対象者の総株主の議決権の数	4,915 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,403,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。
- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成21年2月13日提出の第77期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の平成21年2月13日提出の第77期第3四半期報告書に記載された平成20年12月

31日現在の新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数4,915個に、同日現在の新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成21年1月1日以降本日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の議決権数の最大数(120個)及び平成20年12月31日現在の単元未満株式数(69,000株)から同日現在の単元未満の自己株式数(897株)を控除した68,103株に係る議決権の数(68個)を加算し、5,103個として計算しています。

(注4) 応募株券等の数の合計が買付予定数を超えたときでも、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大100%になります。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 527 百万円

(注)「買付代金」は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(3,403,000株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額です。ただし、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、取得する可能性のある株券等の数の最大の数(5,103,103株)を全て買付けた場合の買付代金は790百万円となります。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

決済の開始日

平成21年5月1日(金曜日)

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「金融商品取引法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

金融商品取引法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,403,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

金融商品取引法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込みの受付票を添付の上、解除書面(公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付け代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時までに公開買付け代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付け者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 3 月 12 日 (木曜日)

(11) 公開買付代理人

新光証券株式会社

東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 21 年 3 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けに賛同することを決議しております。また、公開買付者は、対象者の代表取締役であり、公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもある関信氏(547,000 株、株式所有割合：10.72%)及び対象者の相談役であり、かつ対象者の主要株主であり筆頭株主である関周氏(所有株式数：937,127 株、株式所有割合：18.36%)から、その所有する全ての対象者株式について本公開買付けに応募する旨の同意を得ており、それぞれ平成 21 年 3 月 11 日付で、その旨の「応募確認書」を取得しております。

このほか、関信氏は、CDL 社との間で、CDL 社が、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る買付け資金として公開買付者が発行を予定している無議決権優先株式(払込金額の総額 822,000 千円(上限))の引受を行い、公開買付者に追加出資を行うこと、及び、対象者株式の上場が廃止された後の適当な時期に、CDL 社が、関信氏に対して公開買付者株式の売渡請求を行うことができる等の内容を含む株主間契約を締結しております。また、かかる無議決権優先株式には、公開買付者の普通株式を対価とする取得請求権(普通株式への転換請求権)が付されており、かかる取得請求権は平成 21 年 9 月 30 日以降に行使が可能です。CDL 社は、本公開買付けが終了し対象者株式の上場が廃止された後、対象者との事業提携・協業の進捗状況等を踏まえて、関信氏保有の公開買付者株式の売渡請求及び無議決権株式の取得請求権の行使を検討する予定であり、これにより、CDL 社が保有する公開買付者の議決権は 50.00%超となる場合があります。

(2) 公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

対象者は昭和 23 年 9 月に設立され、エレクトロニクス専門商社の先駆けとして常に時代の求める最先端技術、商品を紹介し、付加価値の高い総合的なサポート・サービスを提供することでお客様の高い評価と信頼をいただいております。特に電子部品・計測器、分析機器、製造装置等の提

供を通じて、基礎研究・新技術開発から製造現場、通信インフラ等での応用に至るまでの実に幅広い分野でお客様の発展の為に貢献してまいりました。

これまで対象者は「グローバルな展開」及び「新分野への挑戦」を基本事業戦略として、お客様に密着した営業体制の構築、市場の変化に迅速に対応するためのマーケティングの強化をはかり、常にお客様のニーズに沿った商品開拓を行い、事業拡大と収益基盤の強化を進めてまいりました。更に、これまでに培ってきた付加価値の高い総合的技術サポート・サービスをさらに高度化させ、対象者ならではの商社機能とメーカー機能の融合による新しい価値の創造を推進してまいりました。

また、対象者は平成4年にダイヤモンド成膜装置の取扱を開始して以降、ダイヤモンド成膜装置のリーディングカンパニーとして、国内外を問わず、研究機関を始めとする多くのお客様に同装置を提供すると共に、ダイヤモンド関連の展示会、学会にも積極的に参加し、この分野の研究開発と事業の促進に貢献できるよう努めております。

他方で、昨年秋の米国サブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安の表面化、先進国を中心としたグローバルレベルでの景気後退を背景とした個人消費の鈍化、設備投資の抑制に加えて、急速な円高の進行により対象者を取り巻くエレクトロニクス業界の環境は極めて厳しいものとなっております。かかる厳しい経営環境の中、上述の対象者の特性を活かし持続的成長と収益力の向上を実現すべく、事業基盤の確立と販売力の強化、得意分野である電子部品・計測器、科学機器分野への更なる傾注、ダイヤモンド成膜装置、レーザーラマン分光システムを中心とした自社製品の総合力強化、連結経営の強化、内部統制システムの整備と充実にいった経営課題に重点的に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後対象者として、エレクトロニクス業界における市場環境の急激な変化の中、対象者の一部製品に対する需要減退への対応措置はもとより、コスト競争力の強化・対応スピードの強化・サービス内容の充実等の対応を従前以上のスピードで推し進める必要性に迫られております。かかる経営環境において対象者として成長・発展を持続させ更なる企業価値向上を実現するためには、一貫した中長期的ビジョン及び経営計画に基づく積極的な経営改革が喫緊に必要と考えております。具体的には、技術に立脚したサポート・サービスを強みとしてお客様から持続的に評価される高付加価値・高収益企業を目指すという中長期的ビジョン、並びにかかるビジョンを具現化するための不採算分野の積極的見直し、得意分野である電子部品・計測器、科学機器分野への更なる経営資源の集中・自社製品の強化拡大という事業計画に基づき、対象者事業・商品群・グループネットワークの再構築を中心とする経営改革を図ることが必要と考えております。他方で、かかる対象者事業・商品群・ネットワークの再構築を含む経営改革の実行過程においては、先行投資や事業の再構築・経営改革等に係る一時的費用が発生し、これらに伴う短期的な業績変動が対象者の株価にネガティブな影響を与え、結果として多数の一般株主の皆様に一時的な経済的不利益を与える可能性を否定できません。

対象者は平成7年に日本証券業協会の店頭登録銘柄として株式を登録し、平成16年には、ジャスダック証券取引所に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、人材採用の際の知名度向上、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、これまで様々なメリットを享受してきたものと考えております。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、エクイティ・ファイナンスを行う必要性は当面考えにくく、また、対象者は長

年事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に相当程度備わっており、今後、株式の上場を維持することにより享受するメリットは少ないものと考えております。また、近年、資本市場に対する各種規制の急激な強化に伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等)が増大しており、かかるコストは今後も更に増すことが予想されます。

このような状況下、対象者株式は、平成21年3月に同年2月の株式の上場時価総額が3億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の上場廃止猶予期間に入りました。対象者が平成21年5月31日までにジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める書面(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他ジャスダック取引所が必要と認める事項を記載した書面)を提出しなかった場合には、平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間において、毎月の月間平均時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上とならないときは上場廃止となる可能性があります。なお、本公開買付けが成立した場合には、前記「1.買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化し、対象者株式は上場廃止となる予定です。

以上の観点から、事業の再構築を含む経営改革に伴い発生するリスクを対象者の一般株主の皆様を負っていただくことを回避するとともに、上述のとおり中長期ビジョン及び経営計画に基づいて対象者の企業価値の更なる向上を速やかに実現するためには、強力な戦略パートナーの支援・協力のもと、対象者を非公開化することが最も望ましいと判断いたしました。

この度、かかる対象者のビジョン及び経営計画に理解を示し、対象者の企業価値向上を支援するパートナーとして、CDL社を選定し、CDL社による資金面を含めた支援のもと、本取引を行うことといたしました。CDL社が対象者のパートナーとなるとの位置付けから、CDL社は対象者の代表取締役社長である関信氏とともに公開買付者に出資を行っており、その議決権比率は50.00%となっております。なお、CDL社は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る買付け資金として公開買付者が発行を予定している無議決権優先株式(払込金額の総額822,000千円(上限))の引受を行い、公開買付者に追加出資を行う予定です。かかる無議決権優先株式には、普通株式を対価とし、平成21年9月30日以降に権利行使が可能となる取得請求権(普通株式への転換請求権)が付されております。

CDL社は、電子部品・機器、産業関連機器の輸入・製造・販売及び技術開発・支援を行う技術系専門商社であります。CDL社は、永年の事業経験と知識、グループを通じてのグローバルネットワークを駆使し、商品の輸入、技術導入、技術改良、技術サービスなどを通じて、「時代の変化に技術力で即応する、国際性豊かな技術専門商社」として国内外の産業に広く貢献する中、その主軸事業である電子部品事業において、光通信用基幹部品である特殊フィルター、ポンプレーザ、特殊CCDセンサ、特殊電子管、船舶用レーダ用マグネトロンといった電子部品、半導体等を取り扱うほかに、システム機器事業部においては通信関連機器、検査・計測装置、航空機搭載機器、セキュリティ関連機材等を取り扱っております。

対象者とCDL社は、平成20年11月頃から、両社の事業提携・協業の可能性について協議を開始し、上述のようなCDL社の事業と対象者が現在営みかつ今後注力を考えております事業分野とは、

技術・対象顧客・マーケティングノウハウ等において極めて親和性が高く、双方の協働を通じた事業シナジーにより、本取引を通じて両社のシナジー効果と中長期的な企業価値を最大化できるとの判断に至りました。具体的には対象者の強みである電子部品・計測器、分析機器、製造装置分野における事業ノウハウ・顧客基盤と、ＣＤＬ社が有する電子部品、半導体、通信、検査・計測、航空宇宙・防衛といった分野での事業ノウハウ、双方のグローバルネットワーク、経営基盤を融合することにより、対象者の飛躍的な成長ひいては企業価値の向上を実現できると判断いたしました。

両社の協働を通じたシナジー分野としては現時点においては大きく以下のものが想定されますが、その具体的内容につきましては、本公開買付け終了後に、対象者とＣＤＬ社との間で協議を進める予定です。

電子部品・計測機器・科学機器分野を中心とした事業ノウハウの融合を通じた、お客様ニーズへの対応力強化、製品企画・開発力の強化

対象者の国内外ネットワークとりわけ米国拠点とＣＤＬ社グループのグローバルネットワークとの有機的活用を通じた新商品発掘・マーケティング力の強化

対象者が将来性に注目しているダイヤモンド成膜装置事業への経営資源の継続的投入

内部統制の強化・情報システム投資といった分野での協働を通じた経営体制の強化・経営資源の効率的活用

また、本公開買付け後の対象者の経営体制については、原則として現状を維持し、現任の取締役は引き続きその任にあたる予定ですが、本公開買付け後に開催される対象者の株主総会での承認を前提に、ＣＤＬ社から２～３名の取締役の派遣を受け入れる予定であります。公開買付者の株主構成につきましても、パートナーとなるＣＤＬ社との提携関係を深めて対象者の事業価値を最大化することを指向する一方で、対象者の企業価値の源泉である取引先及び従業員との良好な関係を維持し、円滑な事業継続を図る観点から、関信氏及びＣＤＬ社の議決権比率をそれぞれ50.00%とするとともに、関信氏及びＣＤＬ社の代表取締役社長である成田龍信氏の２名を公開買付者の代表取締役としております。公開買付者の株主構成及び役員については、本公開買付けが終了し対象者株式の上場が廃止された後、対象者とＣＤＬ社との事業提携・協業の進捗状況等を踏まえて、適宜見直される予定です。また、ＣＤＬ社が取得する公開買付者の無議決権優先株式には、上記のとおり普通株式を対価とする取得請求権（普通株式への転換請求権）が付されていますが、ＣＤＬ社は、本公開買付けが終了し対象者株式の上場が廃止された後、対象者との事業提携・協業の進捗状況等を踏まえて、かかる取得請求権の行使を検討する予定であり、これにより、ＣＤＬ社が有する公開買付者の議決権比率が増加することがあります。

対象者は、公開買付者から本公開買付けに関する提案を受け、下記の各措置を講じつつ、公開買付者との真摯な協議を経て、上記のような対象者を取り巻く状況や本取引により得られる効果、本公開買付けにおける買付価格の妥当性等を慎重に検証いたしました。その結果、対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより対象者株式を非公開化させ、ＣＤＬ社との提携関係を深める本取引を実行することが、対象者の企業価値を向上させるために最善の策であり、また本公開買付けは対象者の株主の皆様に対し合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明し、株主の皆様の本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主に以下のような事項を考慮いたしました。

独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である新光証券に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼し、平成21年3月5日に「株式価値評価書」の提出を受けました。

新光証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びDCF法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引状況を勘案の上、平成21年2月27日を算定基準日として、対象者による「平成21年3月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成21年2月12日～平成21年2月27日）、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を49円～71円までと算定しています。

DCF法では、対象者の事業計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を137円～160円までと算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値評価書」を参考資料とし、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、平成21年3月11日に本公開買付価格を1株当たり155円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における平成21年3月10日の終値50円に対して約210.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値51円（小数点以下を四捨五入）に対して約203.92%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値55円（小数点以下を四捨五入）に対して約181.82%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれます。しかし、平成21年3月11日現在において、新株予約権の行使価格は1株当たり376円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格155円を221円上回っていること、及び当該新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行使できないおそれがあることから、本公開買付けの対象となる対象者の新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定いたしました。

一方、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関である三菱東京UFJ銀行より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」を取得しております。

三菱東京ＵＦＪ銀行は当該算定書において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法及びＤＣＦ法による分析を行いました。各手法における対象者１株当たりの算定結果は以下のとおりに示されております。

市場株価平均法では、対象者株価の算定基準日を平成21年３月６日として、対象者による「平成21年３月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の公表の翌営業日から算定基準日まで（平成21年２月12日～平成21年３月６日）、１ヶ月及び３ヶ月の各期間の出来高加重平均値（VWAP）を基に、１株当たりの株式価値の範囲を50円～54円までと算定しています。

ＤＣＦ法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、１株当たりの株式価値の範囲を142円～168円までと算定しています。

対象者取締役会は、平成21年３月11日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について対象者及び公開買付者の財務状況、ＣＤＬ社と対象者の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

また、対象者取締役会は、本公開買付けの対象となる新株予約権の１株当たりの行使価格は376円であり、本公開買付価格155円を大きく上回っていること、対象者の新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしてもこれを行使できないおそれがあることから、新株予約権１個当たりの買付価格である１円は妥当であると考えています。

独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の代表取締役社長である関信氏は公開買付者と特別資本関係を有し、かつその代表取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて対象者株主の利益を代表すべき対象者の代表取締役社長が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年３月11日開催の対象者取締役会には、関信氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議をいたしました。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最低期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様には本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が対象者株式への買付け等をする機

会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 21 年 2 月 10 日に、「業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」を以下のとおり公表しております。(対象者による発表内容)

(注) 以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

平成 21 年 3 月期通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ

平成20年11月7日の「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしました平成21年3月期(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の通期業績予想の修正並びに繰延税金資産の取崩しについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業績予想の修正

(1) 平成21年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(金額の単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	5,100	20	5	70	14.05
今回発表予想(B)	4,100	125	200	375	75.25
増減額(B - A)	1,000	145	205	305	—
増減率(%)	19.6	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成20年3月期)	6,318	220	161	223	43.95

(2) 平成 21 年 3 月期通期個別業績予想数値の修正(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

(金額の単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	3,500	45	35	25	5.02
今回修正予想(B)	3,200	50	130	330	66.22
増減額(B - A)	300	95	165	305	—
増減率(%)	8.6	—	—	—	—

(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 3 月期)	3,775	130	95	266	52.46
------------------------------	-------	-----	----	-----	-------

(3) 修正の理由

世界経済の急速な減速により、当社の主力事業であるエレクトロニクスの市場環境も最終製品の需要低迷により急速に悪化しております。電子部品・計測器分野におきましては当初予想に沿って堅調に推移しているものの、市場環境の悪化による半導体製造関連の設備投資の凍結や延期等のため、1 月末までの受注状況等を勘案し、当社半導体製造装置事業の売上が大幅に予想を下回る見通しとなりました。さらに、理化学機器分野においても、当初予想を下回る見込みです。

また、繰延税金資産の取崩しのほか、営業外費用及び特別損失として、為替差損、投資有価証券評価損、事業構造改善費用等130百万円を計上する予定であり、これらの結果、平成20年11月7日に公表いたしました通期の業績予想を連結及び個別ともに修正いたします。

2. 繰延税金資産の取崩しについて

当期の業績見通し及び財務の健全性の観点から、当社の繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討いたしました結果、当第3 四半期において繰延税金資産を取崩すことといたします。

この取崩しにより税金費用として、法人税等調整額 110 百万円（連結）、112 百万円（個別）を計上する見込みです。

(注) 1. 1 株当たり当期純利益(通期)の算定に当たっては自己株式数を除いて計算しております。

2. 上記の業績予想は、現時点において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後の様々な要因により予想値と異なる場合があります。

以上